

平成19年度から始まる 農地・水・環境保全向上対策に 取り組んでみませんか？

あなたの集落は大丈夫？

いま、全国の集落で高齢化や混住化が進行して、農地や農業用水などの資源を守る「まとまり」が弱まっています。

集落の機能を守っていくためには、今まで以上の取組が欠かせなくなります。

「環境にやさしい農業」行っていますか？

国民の環境への関心が高まる中で、環境を重視した農業生産への取組が求められています。

平成18年10月

お問い合わせ先

東北農政局 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号

(電話) 代表 022-263-1111

地域整備課 (内線4171)

農産課 (内線4187)

(FAX) 022-216-4287

(FAX) 022-217-4180

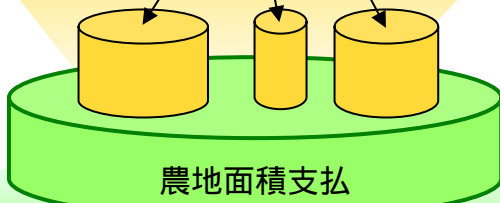
(1) 支援のしくみ

地域ぐるみでの農地や水を守る効果の高い共同活動と、環境保全に向けた営農活動を支援します。

(共同活動のみでも支援は受けられますが、営農活動のみの支援は受けられません)

営農活動への支援

取組面積に応じた支払
+ 集落等を単位とする支援



共同活動への支援

支援対象となる取組

営農活動支援

先進的営農支援

一定のまとまりをもち、化学肥料・化学合成農薬を大幅に低減させる等先進的営農の取組



営農基礎活動支援

環境負荷低減に向けた共同の取組

・たい肥施用、浅水代かき、有機物のすき込み等

基礎支援

農地・農業用水等の資源を、将来にわたり適切に保全し、質的向上を図る取組

・水路施設等の点検・補修、農道への砂利の補充、景観形成、生き物調査、花の植付 等

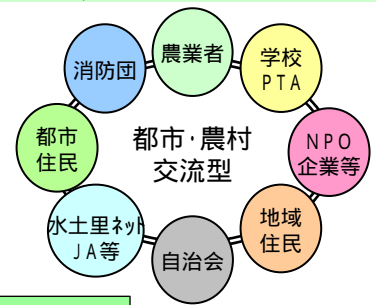
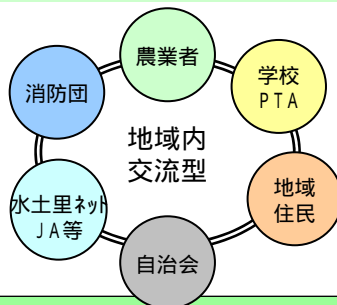
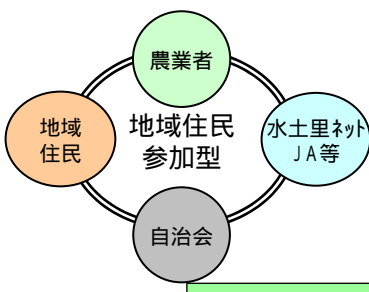
(2) 支援を受けるには？

まず、農業者以外の者(組織)を含めた活動組織を作りましょう。

(営農活動への支援を受ける場合は一定の要件があります。) **活動組織設立と規約の作成**

活動組織の構成例

(水土里ネットとは、土地改良区の変称です。)



地域でさらに営農活動支援を受けたい場合は、以下の要件をクリアする必要があります。

営農活動の支援対象の要件

- ☑ 基礎支援が行われる地域内で営農活動が取り組まれること。
- ☑ 支援対象区域の8割以上の生産者が環境負荷低減に向けた取り組みを実施すること。(支援対象区域の最小単位は集落)(例:たい肥の施用、浅水代かき、有機物のすき込み 等)
- ☑ 一定のまとまりをもって化学肥料・化学合成農薬を大幅に低減する等、先進的な取り組みを実施すること。
 - ☑ 1) 化学肥料・化学合成農薬を慣行から原則5割以上減らすこと。又は、それに相当する取り組み(冬期湛水不耕起栽培など)であること。
 - ☑ 2) エコファーマーの認定を受けていること。
 - ☑ 3) 地域で一定のまとまりをもった取組であること。(取組実態に応じて次のどちらかを選択)
 - 各作物ごとにみて: 支援対象区域の生産者のおおむね5割以上
 - 作物全体でみて: 支援対象区域の作付面積の2割以上かつ生産者の3割以上

活動計画の例



地域でさらに営農活動支援を受けたい場合は、共同活動計画に併せて営農活動計画を作りましょう。

平成〇〇年度 〇〇区営農活動計画(イメージ)

第1 取組生産者

本計画に基づき取組を行う対象区域の生産者は次のとおりとする。

対象区域の生産者数	実績取組生産者数	割合(%)
52 戸	42 戸	81

第2 取組生産者が環境負荷低減に向けて実施する営農上の取組

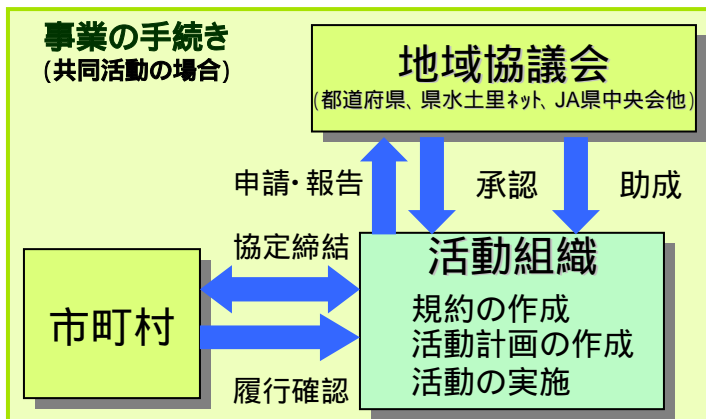
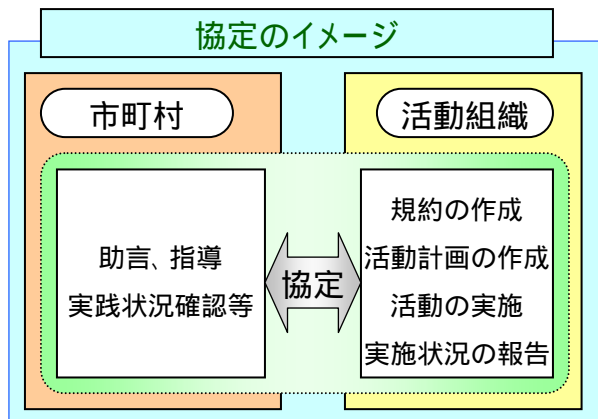
取組内容	対象作物
たい肥の施用	水稻
カバークロープの作付け	なす

第3 先進的取組

取組品目等		先進的取組				(対象区域全体)	
品目名	先進的取組の概要	取組生産者数(戸)	割合(%)	作付面積(a)	割合(%)	全生産者数(戸)	全作付面積(a)
なす	化学肥料・化学合成農薬5割低減	14	54	380	53	26	720
水稻	有機農業	20	63	6,500	59	32	11,000
地域の作物全体		30	58	6,880	59	52	11,720

市町村と活動内容等について協定を結び、支援を受ける手続きを経て、共同活動や営農活動を実施しましょう。

協定締結等の事業手続き



(3) 支援の内容

支援単価は以下のとおりです。

先進的営農支援

技術導入に係る掛かり増し経費に対する支援
取り組みを行った農業者への配分も可

(参考) 国と地方の合計

水稻	6,000円 / 10a
麦、豆類	3,000円 / 10a
いも、根菜類	6,000円 / 10a
葉茎菜類	10,000円 / 10a
果菜類、果実の野菜	18,000円 / 10a
施設で生産されるトマト、キュウリ、なす、ピーマン、いちご	40,000円 / 10a
果樹、茶	12,000円 / 10a
花き	10,000円 / 10a
上記に該当しない作物	3,000円 / 10a

営農基礎活動支援

集落等の「区域全体」で環境負荷低減に向けた取組を進めるための活動に対する支援

(参考) 国と地方の合計

技術の実証・普及、土壌・生物等の調査 分析等の活動経費

20万円 / 地区

基礎支援

農地面積(農振農用地面積)に応じた支援

(参考) 国と地方の合計

水田(都府県)	4,400円 / 10a
畑(都府県)	2,800円 / 10a
草地(都府県)	400円 / 10a

地域の取組の更なるステップアップへの支援(促進費)

一定水準以上の高度な資源の保全活動、質の高い農村環境活動などの取組の支援

(参考) 国と地方の合計

(取組水準に応じ)
20万円 / 地区
又は
40万円 / 地区

営農活動の支援

共同活動の支援